

## 住民基本台帳ネットワークシステムの県事務への利用拡大について

### 1 住民基本台帳法の規定

第 30 条の 8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

1. 別表第 5 に掲げる事務を遂行するとき。
2. 条例で定める事務を遂行するとき。
3. 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
4. 統計資料の作成を行うとき。

### 2 平成 27 年度からの利用予定法律数（事務数）

項 目	法律数（事務数）		
	現行	追加等	合計
住民基本台帳法上、利用可能な法律数（※1）	32	—	—
長野県が利用（予定）の法律数（※2）	6	4	10
条例利用（※3）する事務数	2	4	6

（※1）長野県が対象となっていない法律（例：福島復興再生特別措置法など）を除く。

（※1, 2）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に伴う事務利用については含まれてない。

（※3）「住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例」

#### 目 次

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの県事務への利用拡大について・・・3-1
- ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用する県事務について・・・3-2
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用希望のある事務の概要について・・・3-3
- ・県事務への利用拡大に向けたセキュリティ対策（案）について・・・3-4
- ・平成 27 年度以降のセキュリティ対策（監査）について・・・3-5

## 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する県事務について

### 【番号法に関連しない事務】

別表 号数	法律名 *1	根拠	利用希望	利用見込 件数	想定される端末の場所		利用開始 予定時期	事務担当課
			有無		県庁	現地機関		
1	特定非営利活動促進法(3事務)	別表5	×	—	—	—	—	県民協働課
2	労働金庫法(2事務)	別表5	×	—	—	—	—	労働雇用課
3	貸金業法(3事務)	別表5	×	—	—	—	—	産業立地・経営支援課
4	恩給法(3事務)	別表5	利用中	2,330件	—	—	H20.1.7	産業立地・経営支援課
5	消防法(8事務)	別表5	利用中	19件	○	—	H20.8.1	消防課
6	旅券法(4事務)	別表5	利用中	39,067件	○	○	H20.5.12	国際課
7	原子爆弾被爆者援護法(3事務)	別表5	利用中	1,362件	○	—	H20.1.7	地域福祉課
8	職業能力開発促進法(4事務)	別表5	×	—	—	—	—	人材育成課
11	家畜商法(2事務)	別表5	×	—	—	—	—	園芸畜産課
12	林業種苗法(1事務)	別表5	×	—	—	—	—	森林づくり推進課
13	森林法(5事務)	別表5	×	—	—	—	—	森林づくり推進課
14	計量法(6事務)	別表5	×	—	—	—	—	森林づくり推進課
15	大規模小売店舗立地法(1事務)	別表5	×	—	—	—	—	産業政策課 サービス産業振興室
16	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(3事務)	別表5	×	—	—	—	—	資源循環推進課
17	火薬取締法(1事務)	別表5	×	—	—	—	—	ものづくり振興課
18	電気工事士法(2事務)	別表5	利用中	628件	○	—	H20.1.7	ものづくり振興課
19	電気工業の業務の適正化に関する法律(2事務)	別表5	×	—	—	—	—	ものづくり振興課
20	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(2事務)	別表5	×	—	—	—	—	ものづくり振興課
21	建設業法(3事務)	別表5	×	—	—	—	—	建設政策課
22	浄化槽法(3事務)	別表5	×	—	—	—	—	建設政策課
23	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(2事務)	別表5	×	—	—	—	—	建設政策課
24	宅地建物取引業法(5事務)	別表5	利用中	254件	○	—	H20.1.7	建築住宅課
25	旅行業法(3事務)	別表5	○	3件	○	—	H27.4~	山岳高原観光課
26	通訳案内士法(5事務)	別表5	○	10件	○	—	H27.4~	国際観光推進室
27	不動産の鑑定評価に関する法律(8事務)	別表5	○	2件	○	—	H27.4~	地域振興課
29	高齢者の居住の安定確保に関する法律(3事務)	別表5	×	—	—	—	—	建築住宅課
30	建築基準法(1事務)	別表5	×	—	—	—	—	建築住宅課
31	建築士法(10事務)	別表5	○	10件	○	—	H27.4~	建築住宅課
33	廃棄物処理法(2事務)	別表5	×	—	—	—	—	資源循環推進課
—	農地法等の一部を改正する法律(1事務)	条例*3	○	20件	○	—	改正法施行以降	農業政策課
—	長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程(1事務)	条例*3	○	200件	○	—	改正法施行以降	教育委員会 (高校教育課)
—	道路交通法(1事務)	条例*3	○	1,350件	○	—	改正法施行以降	公安委員会
—	地方自治法(1事務)	条例*3	○	2件	○	—	改正法施行以降	監査委員事務局

\*1 住民基本台帳法の別表に記載はあるが、長野県が対象となっていない法律(例、公害健康被害の補償等に関する法律など)は記載していない。

\*2 利用中の事務に係る利用見込件数はH25年度実績件数

\*3 改正住民基本台帳法施行日(28.1予定)までに条例を改正し、利用開始予定。

住民基本台帳ネットワークシステムの利用希望のある事務の概要について

区分	利用主体 提供先	根拠法	事務名	事務内容	本人確認情報の利用により 省略できる書類・事務	他県の利用状況 (利用団体数) H26.4.1現在
住基法	知事	旅行業法	旅行業法に基づく登録事務	個人による旅行業登録	申請者の本人確認のための住民票の写し	—
住基法	知事	通訳案内士法	通訳案内士の登録事務	通訳案内士の登録	申請者の本人確認のための住民票の写し	—
住基法	知事	不動産の鑑定評価に関する法律	不動産鑑定業者の登録(経由)事務	個人による不動産鑑定業者の登録	申請者の本人確認のための住民票の写し	—
住基法	知事	建築士法	建築士免許に関する事務	建築士の死亡等届出の受理及び生存の事実の確認	事実確認(死亡したことの確認)のための住民票の写し	—
条例	知事	農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項(旧農地法第78条等)	国有農地等並びに開拓財産の管理及び処分に関する事務	戦後の農地改革等により国が取得した土地等に係る貸付、売渡等	国有農地の貸し付け及び売買に係る相続人の調査の省力化(戸籍取得のための氏名確認など)	1団体
条例	教育委員会	長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程	高等学校等奨学金等の貸付けに係る事務	高等学校等奨学金等の貸付け及び債権管理	連帯保証人の住所確認及び債権管理のための住民票の写し	17団体
条例	公安委員会	道路交通法第51条の4等	道路交通法に基づく放置違反金の徴収に関する事務	放置車両の使用者に対する放置違反金の納付命令及び滞納整理	本人等確認調査依頼関係書類・徴収に関する通知事務	11団体
条例	監査委員	地方自治法第242条第1項	地方自治法第242条第1項の規定による請求(住民監査請求)に関する事務	住民監査請求の請求受理	住民監査請求の請求人が本県の住民であるかの確認のための住民票の写し(公用)	22団体

## 県事務への利用拡大に向けたセキュリティ対策（案）について

住民基本台帳ネットワークシステムを利用する県事務の拡大に伴い、より一層のセキュリティ対策が求められることとなるため、以下の3つの側面からセキュリティ対策の実施内容を検討。

### 制度面

- ・記録する情報を「本人確認情報」に限定
- ・職員の秘密保持義務
- ・「本人確認情報」の利用及び提供の制限

住民基本台帳法で規定

### 技術面

- ・専用回線の利用
- ・ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- ・業務権限別の照合情報の登録

など

### 運用面

- ・職員教育の徹底  
⇒新規担当職員を対象とした研修会の実施
- ・業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策  
⇒業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- ・物理的なセキュリティ対策  
⇒入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- ・システム管理に関するセキュリティ対策  
⇒磁気ディスクやドキュメント（書類）の適切な管理、ログや操作履歴の徹底管理
- ・委託業者の管理  
契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視

県事務への利用拡大にあたって、特に実施すること

◎住基ネット利用開始前の適切な時期に、新規事務利用担当課を対象とした研修会を実施し、職員にセキュリティ対策の内容の周知・徹底を図る。

自己点検、内部監査、外部監査によりチェック

# 住民基本台帳ネットワークシステム 平成 27 年度以降のセキュリティ対策（監査）について

## 1 基本的な考え方

- ・新規事務利用担当課については、利用開始前の適切な時期に研修を実施する。
  - ・現行の事務利用担当課については、新規担当職員等を対象とした研修会を4月に実施する。
- 
- ・自己点検は、新規事務利用担当課を含め全機関で実施する。
  - ・全ての事務利用担当課（新規事務利用担当課を含む）を対象に、3年間で内部監査又は外部監査のいずれかを実施する。
  - ・新規事務利用担当課については、原則利用開始年度に内部監査を実施する。ただし、内部監査時点で利用実績のない課については、翌年度に実施する。
  - ・業務端末を設置している事務利用担当課を優先して外部監査の受検対象とする。

## 2 年度別計画

上記の考え方を踏まえ、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、平成 26 年度から 28 年度までの年度別計画を見直す。

【参考】年度別計画(案)

年 度	監査対象所属	
	内部監査	外部監査
平成 26 年度	職員課、ものづくり振興課、建築住宅課	諏訪地方事務所、木曾地方事務所
平成 27 年度	税務課、国際課、下伊那地方事務所、北信地方事務所、新規事務利用担当課	上小地方事務所、長野地方事務所
平成 28 年度	消防課、地域福祉課、松本地方事務所、北安曇地方事務所、新規事務利用担当課	佐久地方事務所、上伊那地方事務所

## 3 監査人

- (1) 内部監査 セキュリティ責任者、ネットワーク管理者又はこれらの指定する者
- (2) 外部監査 別に定める一定の資格・能力を有する外部の監査人